

平成30年3月26日開催

新庄市農業委員会第10回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成30年3月）議事録

1. 開催日時 平成30年3月26日（月）10時00分
2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（19名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	4番 星川 吉和
5番 海藤 芳正	6番 笹 行也
7番 鶴巻 浩美	8番 間 真一
9番 須田 雄二	10番 高橋 敏行
11番 齋藤 謙二	12番 清水 哲夫
13番 佐藤 啓右	14番 下山 秀一
15番 星川 豊	16番 三原 康志
17番 佐藤 喜代志	18番 指村 貞芳
19番 森 良一	
4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 4 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 4 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 4 5 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 5 議案第 4 6 号 農用地利用配分計画案に対する意見について
- 日程第 6 議案第 4 7 号 新庄市農地利用最適化推進委員の選任について
- 日程第 7 報告第 2 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 8 報告第 2 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 9 報告第 3 0 号 平成 2 9 年度荒廃農地調査結果について
- 日程第 1 0 報告第 3 1 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 1 1 報告第 3 2 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 1 2 報告第 3 3 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

局 長 三浦 重実 総務主査 鏡 彰広
主 事 三宅 大輔

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 2 9 年度新庄市農業委員会第 1 0 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 1 9 名でございます。従いまして、現に在任する委員の出席数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第 2 7 条第 3 項の規定により、本第 1 0 回総会が成立していることをご宣告申し上げます。では会長に議長をよろしく願います。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に6番笹行也委員と3番丹茂委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に日程第2、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。ここで、間真一委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席いたします。暫時休憩します。

<「間 真一委員」退席>

○議長

休憩を解いて再開します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第43号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1番から八向地区4番までの16件につきまして議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程何卒よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連しまして、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○13番

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、3月17日に調査確認しました。作業効率向上のために双方合意の交換であり、問題ありませんでしたので、よろしくお願いいたします。

○議長

それでは、次に新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

新庄地区2番、3月17日に調査確認しました。作業効率向上のため双方合意の交換のため、問題は有りませんでしたので、よろしくお願い致します。

○議長

それでは、次に新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○2番

20日に調査確認しました。△△△△君は新規の就農者でありまして、新規就農育成資金の申請のための使用貸借権の設定でありまして、問題ありませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長

それでは、次に新庄地区4番について調査報告をお願ひします。

○13番

新庄地区4番について、3月17日に確認しました。家族間のものであり、経営移譲年金受給のため、問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、次に新庄地区5番について調査報告をお願ひします。

○15番

議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請について、調査会で話したとおり、内容について間違いないと判断しましたのでよろしくお願ひします。調査月日は3月19日です。

○議長

それでは、次に新庄地区6番について調査報告をお願ひします。

○13番

3月17日に確認しました。双方合意のものであり、問題ありませんでしたので、よろしくお願ひします。

○議長

それでは、次に新庄地区7番について調査報告をお願ひします。

○15番

新庄地区7番についてご報告申し上げます。こちらについても調査会で話したとおり問題ないと判断しました。調査月日は3月19日です。

○議長

それでは、次に新庄地区8番について調査報告をお願ひします。

○16番

新庄地区8番、3月18日に確認調査した結果、同一世帯の再設定であり問題ないと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

次に、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

稲舟地区1番につきまして、3月20日に調査確認しました。同一世帯での使用貸借権再設定であり、問題ありませんのでよろしくお願いします。

○議長

それでは、次に稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○5番

稲舟地区2番につきまして、3月20日に調査しました。双方合意の上での取引になりますので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、次に稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○14番

3月17日に調査いたしました。同一世帯で年金受給のためということで再設定でもありますので、よろしくお願いします。

○議長

それでは次に、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○3番

萩野地区1番、3月19日に聞き取り調査を致しまして、△△△△さんは〇〇〇〇株式会社の社員でありまして、会社の方に田んぼを貸し付けるということでもあります。借賃については会社と話し合い合意の上との事でもありますので、問題ないと思います。

○議長

それでは次に、八向1番について調査報告をお願いします。

○12番

八向地区1番に関しまして、3月18日に調査確認しました。この案件は農用地区域外

という事で、集積計画に出てくる案件とは別になったということで、問題なしと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○12番

八向地区2番について、3月18日に調査確認しました。△△△△さんが昨年体を壊しまして、入院したりしたため貸すことにしたという事でした。問題なしと判断しましたので、よろしくお願いします。

○議長

それでは、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○12番

八向地区3番について、3月18日に調査確認しました。△△△△さんと△△△△さんは親戚同士で、△△△△さんはこの田の隣を耕作していたので、頼んだという事でした。問題なしと判断しましたので、宜しくをお願いします。

○議長

それでは、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

八向地区4番について、3月19日に聞き取り調査しました。事由は詳細のとおりで間違い有りませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩します。

<「間 真一委員」着席>

○議長

それでは休憩を解いて再開します。次に日程第3、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づきご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請について新庄地区1番について3月21日に調査をしたところ、事由は事務局説明のとおり問題ありませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野1番について3月20日に調査確認しました。事務局説明のとおり問題ないと判断しました。よろしくお願いいたします。なお、再度3月23日協議会終了後に、土地改良区のほうにお願いという事で、掘削深の現確をお願いしたところでした。

○議長

それでは、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○3番

萩野地区2番、3月6日に星川吉和委員、事務局の鏡さん、私と3人で現場調査いたしました。貸人の△△△△さんと借人の〇〇〇〇さんは親子関係であります。△△△△さんは萩野地区を代表する花農家でありまして、夏場に10人以上雇用する若手の担い手農家であります。今までハウスの中で花の選花していたのを住宅地と隣接する土地に選花場を建築したいという事であります。農用地区域内ですけれども、農業用施設用地という事で問題ないと思います。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第44号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第45号農用地利用集積計画についてを上程します。
それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第45号農用地利用集積計画について、新庄地区1番から八向地区5番までの21件につきまして、議案書に基づきご説明いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定20件、所有権移転1件について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第45号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第45号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第46号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第46号農用地利用配分計画案に対する意見について、ご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第46号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第46号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

次に日程第6、議案第47新庄市農地利用最適化推進委員の選任についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第47新庄市農地利用最適化推進委員の選任について、ご提案申し上げます。
(議案書を朗読し、申請内容を説明)
ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

ないようですので、それではお諮りいたします。議案第47新庄市農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第47新庄市農地利用最適化推進委員の選任については、原案のとおり可決決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。
日程第7、報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの4件について、議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第28号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に日程第8、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区1番から八向1番までの3件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第29号農地法第18条第6項の規定による通知について、原案の通り可決承認されました。次に日程第9、報告第30号平成29年度荒廃農地調査結果についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第30号平成29年度荒廃農地調査結果について、議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第30号平成29年度荒廃農地調査結果について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第30号平成29年度荒廃農地調査結果について、原案の通り可決承認されました。次に日程第10、報告第31号農業振興地域整備計画の

変更についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第31号農業振興地域整備計画の変更について、議案書に基づきご報告いたします。
(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第31号農業振興地域整備計画の変更について、
質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第31号農業振興地域整備計画の変更について、原
案の通り可決承認されました。次に日程第11、報告第32号地目変更登記に係る法務局
からの照会についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会について、議案書に基づきご報告い
たします。
(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会
について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第32号地目変更登記に係る法務局からの照会につ
いて、原案の通り可決承認されました。次に日程第12、報告第33号農業者年金に関す
る裁定請求書等の確認についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

報告第33号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、議案書に基づきご報告
いたします。
(議案書を朗読し、報告内容を説明)

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第33号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第33号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これにて、新庄市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成30年 3月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員

議事録署名委員